

畑地かんがい推進モデルほ場設置事業実施要綱

平成2年6月7日付2構改D第124号

最終改正 平成22年4月1日付21農振第2531号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産事務次官

第1 趣旨

近年における農産物需要構造の変化、特に畑作物に対する需要の少量多品目化、高品質化等に対応しつつ地域農業の振興を図るためには、畑地の整備、特に畑地かんがい施設の整備が緊急の課題である。

このため、国営かんがい排水事業等の各種事業により、これを推進しているところであるが、これらの事業地区において農産物の需要動向等に対応した畑作物生産の合理化を図るためには、多様化かつ高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等の確立とその普及を図る必要がある。

このため、基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と多様化・高度化した水利用技術等の確立による事業効果の早期発現に資することを目的として、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業（以下「事業」という。）を実施する。

第2 事業の実施

1. 事業は第3の事業計画に基づいて都道府県が実施するものとし、その内容は別紙に掲げるとおりとする。
2. 事業実施地域は、次の要件に該当する地域とする。
 - (1) 国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること。
 - (2) 畑地かんがい技術の確立及びその啓蒙普及のモデルとなりうる地域であること。

第3 事業計画

都道府県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる事項を定める事業計画を作成するものとし、この計画を定める場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者同意を得るものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業計画地域の範囲
- (3) モデルほ場設置計画、運営計画
- (4) 費用の総額及びその内訳

- (5) 費用負担の方法
- (6) 事業実施期間中の施設の予定管理者及び予定管理方法
- (7) 技術試験内容及び方法

第4 事業の申請

知事は事業を実施しようとするときは、事前に関係国営事業所等と協議を行った上、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書に事業計画概要書を添えて、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。））を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出するものとする。

第5 事業の採択

地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第4の規定による申請を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業実施の採択を決定し、知事（北海道にあつては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

第6 事業計画の変更

知事は、第5の規定により採択された事業について事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、地方農政局長に報告するものとする。

第7 営業指導部門との連携

知事は、事業の実施に当たっては、土地改良事業実施担当部局と営農指導担当部局との密接な連携を図るものとする。

第8 補助等

国は、予算の範囲内においてこの事業の実施に要する経費を別に定めるところにより補助するものとする。なお、モデルほ場の運営等の指導に要する経費についても、別に定めるところにより援助措置を講ずるものとする。

第9 技術試験の結果報告

知事は事業実施地区の技術試験の結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

事業の実施については、この要綱に定めるほか農村振興局長が別に定めるところによる。

別紙（第2関係）

事業の種類	事業の内容
1. モデルほ場設置	農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗きょ排水等の新設、廃止又は変更。
2. かんがい技術試験	土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験。